

新リース会計基準に関連する税制改正

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

令和6年9月13日に企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止するなど主要な改正点とする「リース取引に関する会計基準」等（以下、「新リース会計基準」）を公表した。税制改正大綱において、税務上の取り扱いは従来と大きな変更がなく、会計との乖離が生じることが明らかになった。

(2) 内容

税制改正大綱で示された内容によると、**税法上のリース取引及びリース以外の賃貸借取引の取り扱いについては従来からの取り扱いから大きな変更はない。**

会計処理において、新リース会計基準を適用する場合には税法上の処理との不一致について税務申告書において調整を実施する必要がある。

2. 新会計基準のポイント

(1) 適用時期

2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（※1）から適用される。

※1 2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用可能

(2) 影響

新リース会計基準を適用する企業が行う**リース取引の借手の会計処理**（※2）に影響がある。

※2 リース取引の借手の会計処理は以下の点を除いて変更がなく基本的には従来からの会計基準の定めが踏襲される。

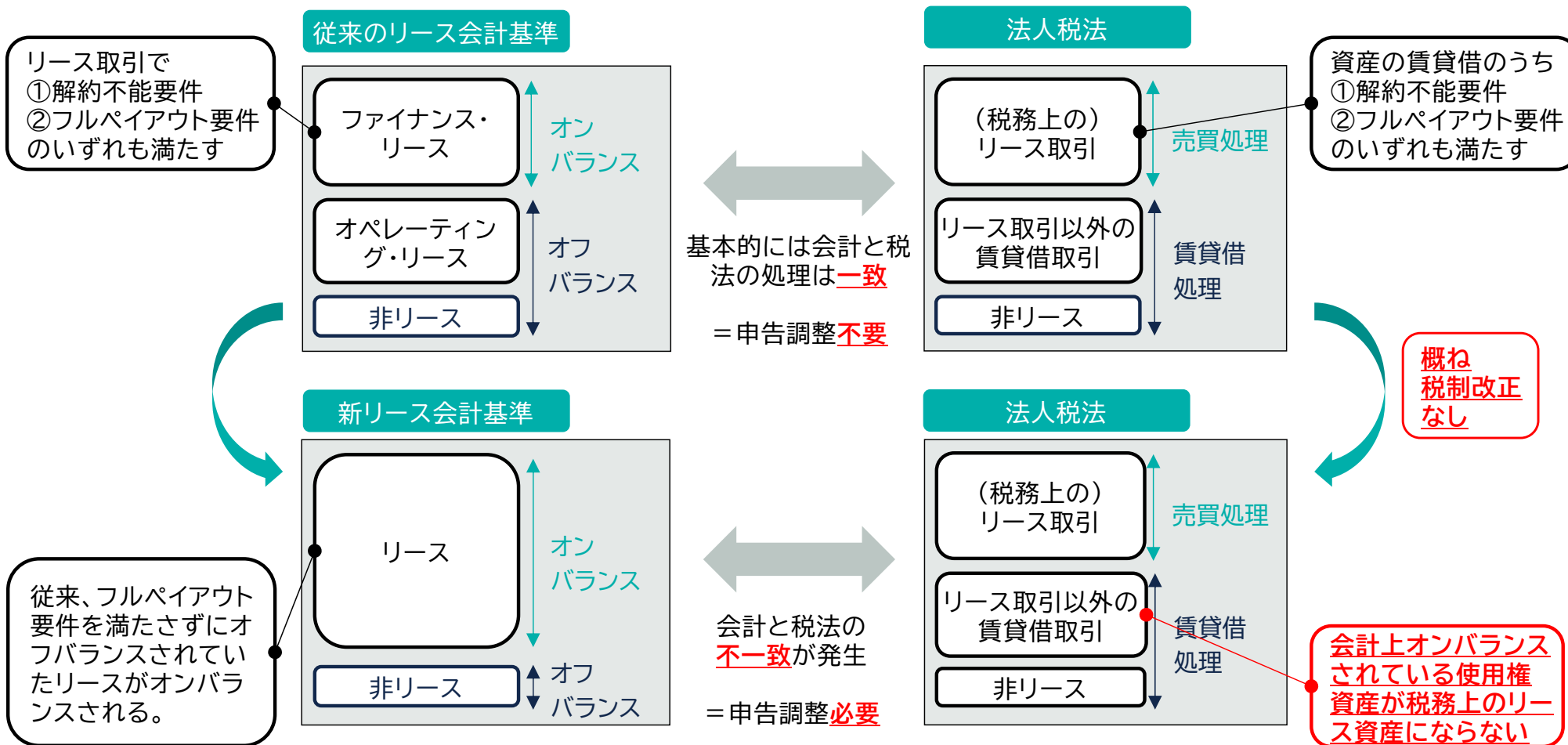
- ・ 収益認識に関する会計基準との整合性を図る点
- ・ リースの定義及びリースの識別

新リース会計基準に関連する税制改正

2. 新会計基準のポイント

(3) 実務上のポイント

新リース会計基準を適用する企業の借手のリース取引の会計及び税務処理の違いは以下の通りである。

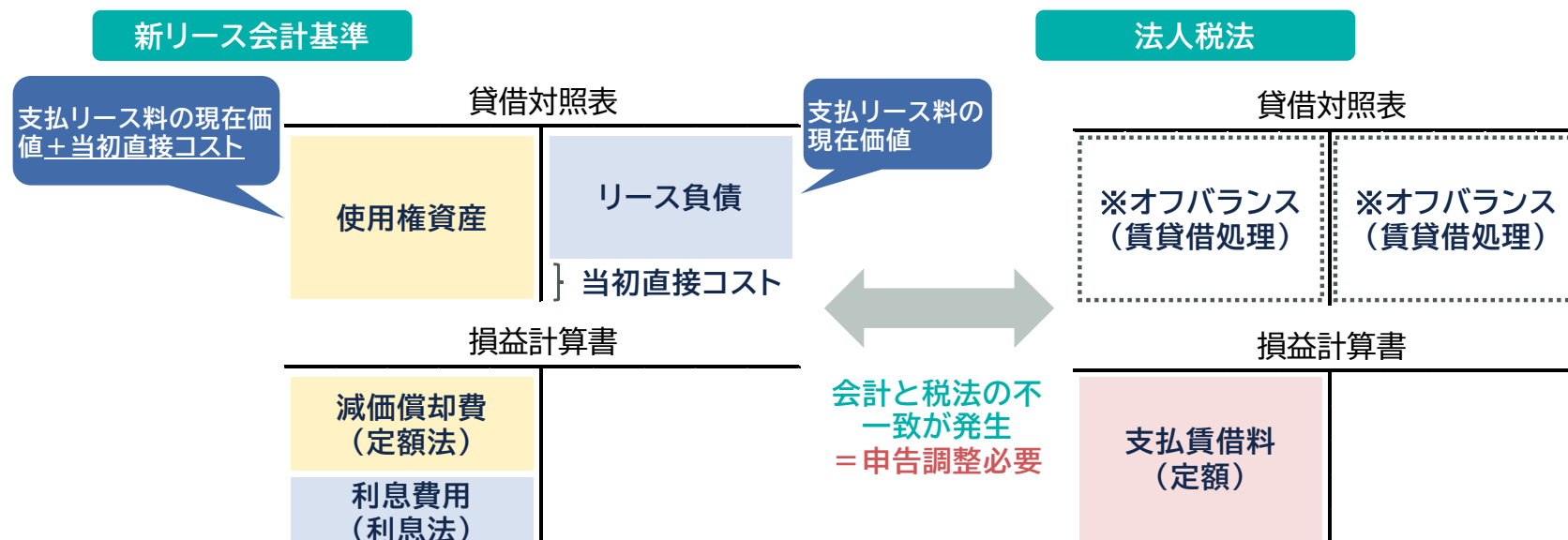


新リース会計基準に関連する税制改正

2. 新会計基準のポイント

(3) 実務上のポイント

- 新リース会計基準では、従来の基準のオペレーティング・リース取引についても、「使用権資産」及び「リース負債」が計上される。
- 「使用権資産」は減価償却費により費用配分を行い、「リース負債」はその負債に係る利息相当額を原則として利息法により配分する。
- 他方、法人税法上はオペレーティング・リース取引について従前通り「賃貸借処理」によることから、申告調整が必要となる。



- 会計と税務の不一致が発生する場合の申告調整について次項に例示している。

新リース会計基準に関連する税制改正

2. 新会計基準のポイント

(4) 設例による解説

【前提条件】

- ・リース取引開始日:2025年4月1日
- ・リース期間:5年(合理的に確実な期間)
- ・リース料総額:60,000千円(毎年の支払リース料:12,000千円)
- ・割引率:2%
- ・顧客及びサプライヤーは、契約はリースを含むと判断した
- ・所有権移転条項及び割安購入選択権:なし
- ・借手の付随費用:ゼロ
- ・借手の見積残存価額:ゼロ

<金額の算定>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	総額	
リース料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000	リース負債 56,562
割引年数	1	2	3	4	5		支払済のリース料 0
現在価値	10,869	11,086	11,308	11,534	11,765	56,562	付随費用 0
							使用権資産 56,562

単位:千円

<会計処理及び税務上の処理>(1年目)

新リース会計基準(会計上の仕訳)		法人税法(税務上の仕訳)	
(借方)使用権資産 56,562千円	(貸方)リース負債 56,562千円		
(借方)減価償却費 11,312千円(※1)	(貸方)使用権資産 11,312千円		
(借方)リース債務 10,869千円	(貸方)現金預金 12,000千円	(借方)支払賃借料 12,000千円	(貸方)現金預金 12,000千円
(借方)支払利息 1,131千円(※2)			

(※1) 使用権資産56,562千円÷5年≒11,312千円 (※2) リース債務 56,562千円×2%≒1,131千円

<別表調整>(1年目)

会計上の費用計上額合計
12,443千円

減価償却費 11,312千円

利息費用 1,131千円

支払賃借料 12,000千円
(損金算入限度額)【申告調整】
443千円(加算・留保)